

先進環境対応自動車導入促進費補助金

〔導入後申請分〕

申請の手引き

※自家用登録車両(いわゆる白ナンバー)のEV・PHV・FCV(トラック・乗用車)用

(上記以外の車両については、事前申請用の手引きをご覧ください。)

2021年1月

お問合せ先・申請書等の提出先

愛知県 環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ

電話：052-954-6217 (ダイヤルイン)

E-mail：ondanka@pref.aichi.lg.jp

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県西庁舎6階)

☆ 下記の時間帯にお問合せください。

月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

(祝祭日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/evphvfcv-subsidy2020.html>



令和元年度からの主な変更点

- 車両導入後の申請へ変更

自家用登録車両(いわゆる白ナンバー)のEV・PHV・FCV(トラック・乗用車)について、**導入後の申請**に変更しました。登録・支払いの完了後30日以内に申請してください。

※天然ガス自動車・優良ハイブリッド自動車(トラック・バス)・EVバス・PHVバス・FCVバスは、自家用登録であっても従来通り事前の申請が必要です。事前申請用の手引きをご覧ください。

- 電気自動車(EV)乗用車の補助額の算定方法

電気自動車乗用車のうち、普通自動車(3ナンバー車)については、下記により補助額を算定します。

・ $(A-200) \times 2,000$ 円 A: 一充電走行距離

詳細はP.4「補助対象車両および補助額」参照してください。

- 燃料電池自動車乗用車の補助額の算出方法(2020年12月)

➤ P.4「補助対象車両及び補助額」参照

- 一部様式を除き押印の廃止(2021年1月)

目 次

1 概要	1
(名称、目的、募集期間、対象事業、対象者、対象車両及び補助額)	
2 申請から交付までの流れと注意事項	5
(流れ、注意事項、補助対象外となる場合、所有権留保車両の導入時の注意)	
3 手続きの方法	8
(1) 書類提出にあたっての留意事項	
(2) 交付申請時の提出書類	
4 制度利用にあたっての留意事項	12
(1) 国の補助制度の併用	
(2) 財産処分の制限	
(3) 自動車種別割税の課税免除	
(参考) よくある質問集	16
様式・記入例	17
補助金交付要綱、補助金取扱要領	43

注意：網掛け部分は、昨年度からの変更点です。

1 概要

◆ 名称

先進環境対応自動車導入促進費補助金

◆ 目的

自動車からの温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善

◆ 募集期間

2020年4月1日（水曜日）から

2021年3月31日（水曜日）正午（必着）まで

（申請が予算額に達した場合、提出期限前に受付を終了します。）

◆ 対象事業

2021年3月31日（水曜日）までの間に、車両登録及び車両代金の支払いが完了する先進環境対応自動車（新車）の導入*

※導入とは代金の支払・車両の登録の両方が完了することを言います。

注意：自家用登録車両（いわゆる白ナンバー）のEV・PHV・FCV（トラック・乗用車）は購入後の申請に変更となりました。それ以外の車については必ず車両の導入（車両登録、代金支払）前に補助金交付申請をしてください！

◆ 対象事業者

先進環境対応自動車の導入を行う以下の方

事業の種類	補助対象事業者
自家用登録（白ナンバー）の 車両を導入する場合	<ul style="list-style-type: none">中小企業等の事業者（※）中小企業等の事業者に貸し渡す目的 で導入する自動車リース事業者

※ 下記＜補助対象となる中小企業等の事業者＞のいずれかに該当する会社若しくは個人が対象となります。

注意：私用目的の購入や通勤等のマイカー使用の購入は補助対象外です！

＜補助対象となる中小企業等の事業者＞

- ・ 「中小企業信用保険法」に規定する会社若しくは個人(a、bのどちらかを満たすもの)
 - a. 資本金が3億円(小売・サービス業では5,000万円、卸売業では1億円)以下の法人
 - b. 従業員が300人(小売業では50人、卸売・サービス業では100人)以下の法人又は個人(注) 農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)、漁業及び金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)を営む会社又は個人は対象外です。
- ・ 「中小企業団体の組織に関する法律」、「農業協同組合法」、「水産業協同組合法」で定める各組合
- ・ 「学校教育法」に規定する学校、専修学校又は各種学校を設置する者
- ・ 「児童福祉法」に規定する児童福祉施設を設置する者
- ・ 「社会福祉法」に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を営む者
- ・ 「医療法」に規定する病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は助産所を設置する者

◆ 対象車両及び補助額

自動車検査証（車検証）の記載が下表に該当する所有形態で、次頁の表に記載のある先進環境対応自動車（新車）が補助対象です。

補助対象となる車両の所有形態

所有形態	車検証の記載	補助対象事業者
自己所有	所有者、使用者ともに事業者	所有者(申請事業者)
所有権留保※	所有者：ローン会社等 使用者：申請事業者	使用者(申請事業者)
リース	所有者：リース会社 使用者：申請事業者	所有者(リース会社)

※ 所有権留保車両を導入する場合の注意 【重要】 詳細は p. 6 参照

- ・補助対象となるためには、申請事業者やローン会社等から自動車販売会社等への車両代金全額の支払いが2021年3月末までに完了している必要があります。
- ・ローン会社による立替払いを含めて車両代金全額が支払われていても、自動車の使用者（申請者）が2021年3月末までに実際に負担した金額を超える補助金の交付はできません。

<例> 計算上補助額が60万円となる場合でも、申請者による2021年3月までの負担分が40万円の場合 → 県補助金額は40万円まで

補助対象車両及び補助額

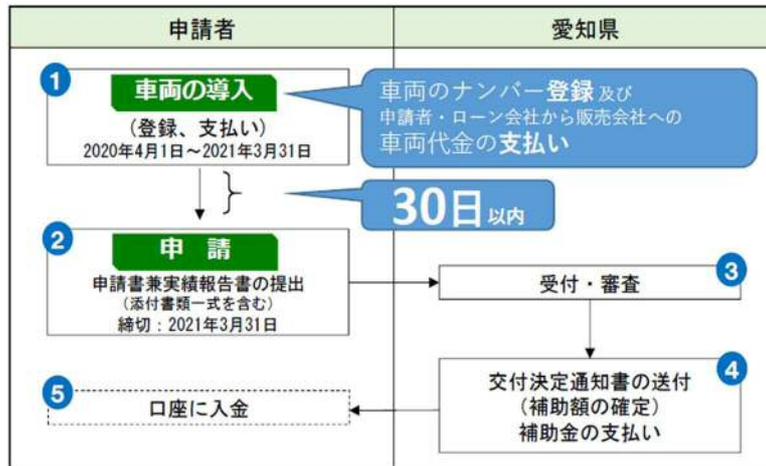
補助対象車両		補助額 (千円未満切り捨て)	上限額
電気自動車 (EV)	トラック	【3ナンバー車】 $(A-200) \times 2,000$ 円	40 万円
	乗用車	【3ナンバー車以外の車】 $A \times 1,000$ 円 A:一充電走行距離(km)	
プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	トラック 乗用車	20 万円 (定額)	20 万円
燃料電池自動車 (FCV)	乗用車	60 万円 (定額)	60 万円

注意：補助金の交付を受けて導入した財産を、財産処分の制限期間を経過するまでは、原則として処分すること（県外に使用の本拠の位置を移転させて使用することを含む。）は認められません（処分制限期間内に車両を処分した場合は補助金の一部返還となります）。

→ p. 13 参照

2 補助金の申請から交付までの流れと注意事項

◆ 流れ



◆ 注意事項

・補助事業が完了した日*から 30 日以内に交付申請書兼実績報告書を提出してください。ただし、補助事業が完了した日が 2021 年 3 月の場合は、2021 年 3 月 31 日までに交付申請書兼実績報告書(添付書類を含む)を提出してください。

※ ・現金一括の場合は、車両の購入（代金支払い）、車両登録のそれぞれが完了した日のうち、より遅い日。

例：支払が 6/20(頭金)、7/1(残額)で、登録が 6/30 の場合

上記のうち最も遅い 7/1 の 30 日後の 7/31 が申請期限となる。

・所有権留保(ローン)の場合は代金支払い、車両登録の両方が完了したうえで、使用者の自己負担額が補助金額を超えた日。

例：車両代金 400 万円の EV(補助額 40 万円)をローンで購入。購入者から販売店への頭金(10 万円)支払が 7/1、クレジット会社から販売店への支払(390 万円)が 8/1、購入者からクレジット会社への支払(8 月以降毎月 10 日に月 10 万円)を行う場合

頭金を含め申請者の自己負担額が補助金額の 40 万円以上となるのが 10/10 となるため、提出期限はその 30 日後の 11/9 となる。

◆ 補助対象外となる場合

以下に該当する場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・マイカーとして使用するために先進環境対応自動車を導入する場合

(例) 使用の本拠が法人代表者や個人事業主の自宅となる等（事業のために使用していないとして補助対象外となる可能性があります。）

- ・2020年3月31日以前に支払いまたは車両登録した場合

- ・2021年3月31日までに車両の購入（自動車販売会社等への車両代金全額の支払い）若しくは車両登録が完了しない場合

p.9 補助要件該当チェック表もご活用ください。

◆ 所有権留保車両の導入時の注意

所有権留保車両が補助を受けるには、次の条件を満たす必要があります。

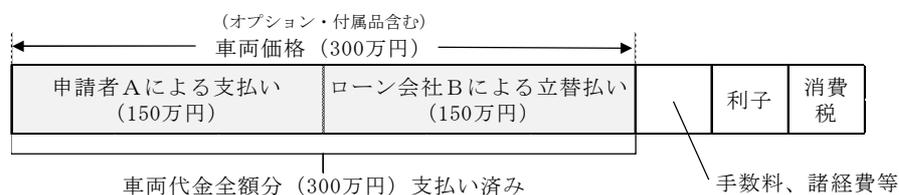
- ・車検証上の「使用者」が申請者であること
- ・車両代金全額が年度内に支払われていること【例1, 2】
- ・申請者が補助額以上の代金の支払いをしていること【例3】

【例1】

申請者Aがローン会社Bのローンを利用して、車両代金（車両価格）300万円の車両を購入。年度末までに150万円はAが支払い、残り150万円をBが支払った。

→ 補助対象

(Aあて及びBあての領収書により車両代金全額の支払いが確認できる)

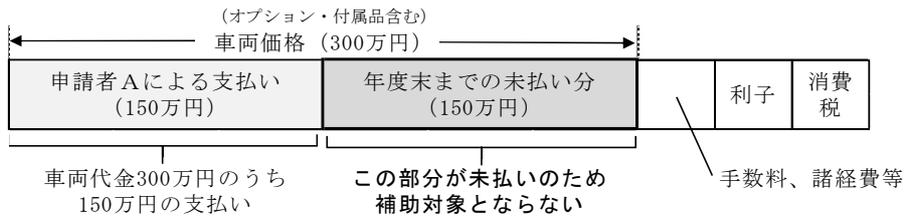


【例 2】

申請者Aは自動車販売会社Cに車両代金 300 万円の車両を分割払いで購入。年度内に 150 万円を支払った。

→ 補助対象外

(支払いが一部未完了で、車両代金全額分の領収書写しを提出できない)

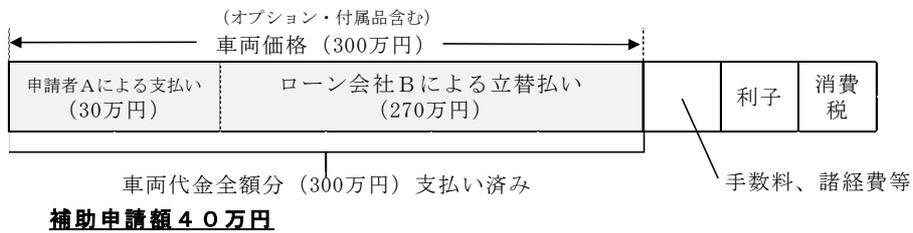


【例 3】

申請者Aがローン会社Bのローンを利用して、車両代金 300 万円の車両を購入。年度末までにAが 30 万円を支払い、残り 270 万円をBが支払った。ただし、この時の補助申請額は 40 万円であった。

→ 補助額が 30 万円に減額

(申請者Aが支払った額 30 万円が、補助申請額 40 万円に満たないため。)



3 手続きの方法

(1) 書類提出にあたっての留意事項

- ・様式は、県の Web ページからダウンロードするか、本手引き巻末の様式をコピーしてご利用ください。

ダウンロード先

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/evphvfcv-subsidy2020.html>

- ・様式は**日本産業規格 A4 の用紙**に片面印刷をお願いします。
- ・手書きの場合、黒色又は青色のボールペン等でご記入ください（鉛筆や消すことができるインクのペンは不可）。
- ・書類の提出は、郵送（推奨）または持参（感染症の拡大防止のため極力お控えください）をお願いいたします。窓口への持参を希望される場合は、事前に訪問日時をご予約いただきますようお願いいたします（FAX や電子メールでの申請は不可）。郵送の場合、到着までの追跡が可能な方法でのご提出をお勧めします。
- ・提出書類一式の控え（コピーするなど）をお手元に残しておくことをお勧めします。

(2) 交付申請

注意：購入前に下記補助要件に該当するかご確認ください。

・補助要件該当チェック表

※以下の要件のうち、1つでも当てはまらないものがあれば、補助対象外です。

- 申請者(リースの場合は貸渡先)が<補助対象となる中小企業等の事業者>(p.2 参照)に該当する。
- 法人及びその役員全員(リースの場合はリース先も含む)が交付要綱第4条第2項第1号から第3号に定める事業者には該当しない。
- 導入する車は、私用(通勤を含む)ではなく事業用として用いる。
- 愛知県内の事業所の所在地を車両の使用の本拠地として車両を登録する。
- 新規登録する新車である。
- 2020年4月1日以降2021年3月末までに車両を登録する。
- 自動車販売店が車両代金を受け取るのは2020年4月1日以降から2021年3月31日までの間である。
- 【ローン等所有権留保及びリースの場合】車検証上の使用者は申請者である。

・申請にあたっては、下表 1～10 をご提出ください。

こちらもご活用ください。→交付申請時チェック表 (p. 18～21)

・必要に応じ下記に記載のない書類の提出をお願いすることがあります。

提出書類

	書類名	様式等	備考
1	交付申請書兼実績 報告書 事業報告書 役員一覧	様式第 1 の 2 (別紙 1 及び 3 を含む) p. 22～27	リースの場合、「役員一覧」に ついてはリース事業者、貸与先 事業者の両方が必要 押印は不要
2	現在事項全部証 明書 又は 履歴事項全部証 明書 (※)	原本(発行から 3 か月以内)	リースの場合はリース事業者、 貸与先事業者の両方が必要
3	自動車車検証	写し	
4	車両代金請求書	写し	<ul style="list-style-type: none"> • 車両購入時の自動車販売 店からの請求書等 • 登録番号や型式等、車両 を特定できる情報が記載 されていること オプション代、付属品代等の内 訳が不明な場合、請求書に加 えて内訳が分かる書類(注文書 等)を併せて提出すること
5	代金支払を証する 書類	写し	領収書の写し等

6	ローン契約書	写し	ローン購入による所有権留保の場合のみ必要
7	貸与料金算定根拠明細書	県様式 p. 28～29	リースの場合のみ必要 押印は不要
8	リース契約書	写し	リースの場合のみ必要
9	愛知県受取人届出書	県様式 p. 30～31	過去に補助金申請をしており、振込口座の登録内容に変更がない場合は不要
10	補助金の請求書	県様式 p. 32～33	押印は不要

※ 個人事業者の場合（貸与先が個人事業であるリースの場合を含む）、現在事項全部証明書や履歴事項全部証明書の代わりに、下表 3a～3d の書類をご提出ください。

個人事業の場合に別途提出が必要な書類

	書類名	様式等	備考
3a	住民票	原本 （発行から 3ヶ月以内）	マイナンバーの記載がないものを用意すること リースの場合は貸与先の個人事業のものを用意すること
3b	前年度所得税の確定申告書（第1表及び第2表）	写し	
3c	使用目的等に係る申立書	県様式 p. 34～36	押印は不要
3d	リース事業者の履歴事項全部証明書	原本 （発行から 3ヶ月以内）	リースの場合のみ必要

4 制度利用に当たっての留意事項

(1) 国の補助制度の併用

- ・自家用登録乗用車（いわゆる白ナンバー）のうち電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車については、県の補助制度と併せて経済産業省の補助制度を利用できます。

国の補助制度の問合せ先

経済産業省の補助制度	一般社団法人次世代自動車振興センター	Tel. 03-3548-3231
------------	--------------------	-------------------

(2) 財産処分の制限

事業者は、補助金の交付を受けて導入した財産を、財産処分の制限期間を経過するまでは、原則として処分^{*}すること（県外に使用の本拠の位置を移転させて使用することを含む。）は認められません。処分制限期間内に車両を処分した場合は補助金の一部返還となります。

※ 処分とは、補助金の交付の目的に反して財産を使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいいます。処分制限期間中は、補助金の交付を受けて導入した先進環境対応自動車を県外に使用の本拠の位置を移転させて使用することも認められません。

◆ 財産処分制限期間

財産処分制限期間は先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱で定める期間となります（下表参照）。

なお、平成30年度以前の補助金（低公害車導入促進費補助金）の交付を受けて導入した車両についても、平成31年4月1日以降に処分する場合は、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱で定める期間を処分制限期間とします。平成31年3月31日以前に処分された車両については、下記の処分制限期間を用いません。詳細は担当までお問い合わせください。

処分制限期間（自家用（白ナンバー）自動車の場合）

先進環境対応自動車の種類		処分制限期間
トラック	軽自動車	4年
	小型自動車又は普通自動車で、ダンプ式のもの	4年
	小型自動車又は普通自動車で、ダンプ式以外のもの	5年
乗用車	レンタカー	3年
	レンタカー以外	4年

◆ 処分制限期間内に財産を処分する必要がある場合

処分制限期間内に補助金の交付を受けて導入した車両を処分する場合、処分前に財産処分承認申請書（様式第 11）（p. 42）を提出し、**事前に県の承認**を得る必要があります。

また、処分制限期間内に処分をした場合、交付した補助金は一部返還となります。

<補助金返還額の計算例>

2020 年 5 月に新車登録したプラグインハイブリッド自動車乗用車（レンタカーでない自家用登録）を処分した場合、

- ・補助額・・・200,000 円
- ・処分制限期間・・・4 年（48 ヶ月）
- ・処分月・・・【例 1】2023 年 4 月 【例 2】2023 年 5 月
- ・処分制限期間満了までの残り期間・・・【例 1】12 ヶ月 【例 2】11 ヶ月

補助金返還額は、

【例 1】 $200,000 \text{ (円)} \times 12 \text{ (ヶ月)} \div 48 \text{ (ヶ月)} = 50,000 \text{ (円)}$

【例 2】 $200,000 \text{ (円)} \times 11 \text{ (ヶ月)} \div 48 \text{ (ヶ月)} = 45,833 \text{ (円)}$

（1 円未満の端数は、切り捨てします）

◆ その他注意事項

補助金の交付以降も、財産処分制限期間内は自動車検査証（車検証）の写し等の提出をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

(3) 自動車税種別割の課税免除

愛知県では、地球温暖化対策その他の環境対策を推進する観点から次世代自動車の普及を促進するとともに、県内における次世代自動車の需要の拡大を通じて自動車産業の活性化を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車に対する自動車税種別割について、本県独自の課税免除制度を導入しています。

詳細は、愛知県税務課の Web ページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000049103.html>

(参考) よくある質問集

Q 1 補助金がもらえることが決まるまではどれくらいの期間がかかりますか。

A 1 申請から1~2か月後に交付決定通知を送付します。導入後申請の場合、入金~~は~~交付決定後さらに1~2か月後となります。

Q 2 他の団体の補助金を受けることはできますか。

A 2 自家用登録車両については、他の団体（国、市町村など）の補助金と併用いただけます。

Q 3 愛知県外の事業者は補助対象となりますか。

A 3 本社が愛知県外の事業者でも、愛知県内で車両を使用し、自動車検査証上の使用の本拠が愛知県内（ナンバープレートが愛知県の地名）の事業所の場合~~は~~補助対象となります。例えば、リース事業者が愛知県の事業者~~に~~車両を貸し渡す場合や、愛知県外に本社がある法人が、愛知県内の支社に車両を導入する~~場合~~が該当します。

反対に、愛知県内に本社があっても、自動車検査証上の使用の本拠が愛知県外となる場合は補助対象となりません。

Q 4 個人は補助対象になりますか。

A 4 原則、補助対象になりません。

ただし、個人事業を営む方が、事業のために車両を使用する場合は補助対象となる場合があります。

個人事業主が車両を導入する場合でも、職場への通勤に使用する等、マイカーとして車両を使用する場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

様式・記入例

申請書提出前チェック表 (提出する必要はありません)

申請者	提出書類	申請書兼実績報告書
	法人用	p. 18
	個人事業者用	p. 19
	リース事業者：貸与先が法人用	p. 20
	リース事業者：貸与先が個人事業者用	p. 21

様式・記入例

- ・原則として、見開き左に白紙様式、右に記入例を配置しています。
- ・車種や申請者の属性等により、様式や記入方法が異なる場合があります。

		様式	記入例
交付申請	様式第1の2	p. 22	p. 23
	様式第1の2別紙1	p. 24	p. 25
	様式第1の2別紙3	p. 26	p. 27
	貸与料金算定根拠明細書	p. 28	p. 29
	愛知県受取人届出書	p. 30	p. 31
	補助金の請求書	p. 32	p. 33
	使用目的にかかる申立書	p. 34	p. 35、36
その他の様式		p. 37～	

- ・様式は、A4 の用紙に片面コピーしてご利用ください。県の Web ページからもダウンロードできます。

自家用登録車両(白ナンバー)
 ・EV(トラック・乗用車)用
 ・PHV自動車(トラック・乗用車)用
 ・FCV(乗用車)用

先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請チェック表 (法人用)

	提出書類	様式等	注意事項等	確認欄
1	交付申請書兼実績報告書 事業報告書 役員一覧	様式第1の2 (別紙1及び3を含む)	役員一覧はすべての役員(監査役を含み、退任者を除く。)を記入し、登記簿謄本と相違ないこと。 押印は不要。	
2	現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	原本	申請の3ヶ月以内に発行された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本を提出すること。(過去の申請で有効期限内の原本を提出している場合は、写しで可)	
3	自動車検査証	写し		
4	車両代金請求書	写し	自動車販売会社→申請者あての代金請求書。オプション代、付属品代などの内訳が不明な場合、追加で注文書など内訳が分かる書類を提出すること。	
5	代金支払を証する書類	領収書の写し等	分割で支払いをしており、領収書が複数枚ある場合は、すべての写しを提出すること。	
6	ローン契約書	写し	【所有権留保の場合のみ必要】ローン契約により、対象の車両、車両代金全額分の支払いが証されていること。	
7	愛知県受取人届出書	県様式	補助金の振込先口座を記入されていること。 事業用の口座であること。代表者等の個人名の口座は不可。	
8	補助金の請求書	県様式	日付は記入しないこと。押印は不要。	
9	その他(必要に応じて別途 県が指示する書類)	—	1~8以外の書類が必要な場合のみ、個別にお知らせします。	

自家用登録車両(白ナンバー)
 ・EV（トラック・乗用車）用
 ・PHV（トラック・乗用車）用
 ・FCV（乗用車）用

先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請チェック表
 (個人事業者用)

	提出書類	様式等	注意事項等	確認欄
1	交付申請書兼実績報告書 事業報告書	様式第1の2 (別紙1を含む)	押印は不要。	
2	住民票	原本	3ヶ月以内に発行されたものであること。 マイナンバーの記載がないこと。 (過去の申請で有効期限内の原本を提出している場合は、写しで可)	
3	前年度所得税の確定申告書 (第1表及び第2表)	写し	マイナンバーの記載がないこと。	
4	使用目的等に係る申立書	県様式	押印は不要。	
5	自動車検査証	写し		
6	車両代金請求書	写し	自動車販売会社→申請者あての代金請求書。オプション代、付属品代などの内訳が不明な場合、追加で注文書など内訳が分かる書類を提出すること。	
7	代金支払を証する書類	領収書の写し等	分割で支払いをしており、領収書が複数枚ある場合は、すべての写しを提出すること。	
8	ローン契約書	写し	【所有権留保の場合のみ必要】ローン契約により、対象の車両、車両代金全額分の支払いが証されていること。	
9	愛知県受取人届出書	県様式	補助金の振込先口座を記入されていること。 事業用の口座であること。代表者等の個人名の口座は不可。	
10	補助金の請求書	県様式	日付は記入しないこと。押印は不要。	
11	その他(必要に応じて別途 県が指示する書類)	—	1~10以外の書類が必要な場合のみ、個別にお知らせします。	

自家用登録車両(白ナンバー)
 ・EV (トラック・乗用車) 用
 ・PHV (トラック・乗用車) 用
 ・FCV (乗用車) 用

先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請チェック表
 (リース事業者:貸与先が法人用)

	提出書類	様式等	注意事項等	確認欄
1	交付申請書兼実績報告書 事業報告書 役員一覧	様式第1の2 (別紙1及び3を含む)	役員一覧はすべての役員(監査役を含み、退任者は除く)を記入し、登記簿謄本と相違ないこと。また、役員一覧はリース事業者と貸与先事業者の両方を提出すること。押印は不要。	
2	現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	原本	申請の3ヶ月以内に発行された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本を提出すること。(過去の申請で有効期限内の原本を提出している場合は、写しで可)リースの場合はリース事業者、貸与先事業者の両方が必要。	
3	自動車検査証	写し		
4	車両代金請求書	写し	自動車販売会社→申請者あての代金請求書。オプション代、付属品代などの内訳が不明な場合、追加で注文書など内訳が分かる書類を提出すること。	
5	代金支払を証する書類	領収書の写し等	分割で支払いをしており、領収書が複数枚ある場合は、すべての写しを提出すること。	
6	貸与料金算定根拠明細書	県様式	リース料金に補助金による減額分(県を含めたすべての補助金額の合計)が反映されていること。押印は不要。	
7	リース契約書	写し	リース契約により、対象の車両、契約期間、月々のリース料金が証されていること	
8	愛知県受取人届出書	県様式	補助金の振込先口座を記入されていること。事業用の口座であること。代表者等の個人名の口座は不可。	
9	補助金の請求書	県様式	日付は記入しないこと。押印は不要。	
10	その他(必要に応じて別途 県が指示する書類)	—	1~9以外の書類が必要な場合のみ、個別にお知らせします。	

自家用登録車両(白ナンバー)
 ・EV (トラック・乗用車) 用
 ・PHV (トラック・乗用車) 用
 ・FCV (乗用車) 用

先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請チェック表
 (リース事業者:貸与先が個人事業者用)

	提出書類	様式等	注意事項等	確認欄
1	交付申請書兼実績報告書 事業報告書 役員一覧	様式第1の2 (別紙1を含む)	役員一覧はすべての役員(監査役を含み、退任者は除く)を記入し、登記簿謄本と相違ないこと。押印は不要。	
2	現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	原本	リース事業者のもの 申請の3ヶ月以内に発行された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本を提出すること。(過去の申請で有効期限内の原本を提出している場合は、写しで可)	
3	住民票	原本	貸与先の個人事業者のもの 申請の3ヶ月以内に発行されたものであること。 マイナンバーの記載がないこと。(過去の申請で有効期限内の原本を提出している場合は、写しで可)	
4	前年度所得税の確定申告書 (第1表及び第2表)	写し	貸与先の個人事業者のもの マイナンバーの記載がないこと。	
5	使用目的等に係る申立書	県様式	押印は不要。	
6	自動車検査証	写し		
7	車両代金請求書	写し	自動車販売会社→申請者あての代金請求書。オプション代、付属品代などの内訳が不明な場合、追加で注文書など内訳が分かる書類を提出すること。	
8	代金支払を証する書類	領収書の写し等	分割で支払いをしており、領収書が複数枚ある場合は、すべての写しを提出すること。	
9	貸与料金算定根拠明細書	県様式	リース料金に補助金による減額分(県を含めたすべての補助金額の合計)が反映されていること。押印は不要。	
10	リース契約書	写し	リース契約により、対象の車両、契約期間、月々のリース料金が証されていること	
11	愛知県受取人届出書	県様式	補助金の振込先口座を記入されていること。 事業用の口座であること。代表者等の個人名の口座は不可。	
12	補助金の請求書	県様式	日付は記入しないこと。押印は不要。	
13	その他(必要に応じて別途県が指示する書類)	—	1～12以外の書類が必要な場合のみ、個別にお知らせします。	

年 月 日

愛知県知事殿

〒
住 所
(フリガナ)
氏名又は名称
(フリガナ)
代表者職氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請書兼実績報告書

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、この申請をもって、補助事業の実績報告とします。

記

1 導入する先進環境対応自動車（新車） 別紙 のとおり

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

ア 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類（登記簿謄本等。個人の場合にあつては住民票及び確定申告書の写し）

イ 自動車検査証（写）

ウ 請求書（写）

エ 支払を証する書類（領収証等）（写）

オ その他別紙に記載の書類

4 暴力団排除に係る誓約

交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者該当しないことを誓約します。

（登録形態がリースの場合のみ）先進環境対応自動車の借受人は、交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者該当しないことを誓約します。

5 連絡先等

連絡先	担当者名
	電 話
書類の送付先 (住所と異なる場合)	〒

様式第1の2（第5関係及び第12関係）

EV（トラック・乗用車）用
PHV（トラック・乗用車）用
FCV（乗用車）用

記入例

交付申請は車両導入（登録・代金支払い）後
30日以内に行ってください。

令和〇年〇月〇日

愛知県知事殿

郵便番号、代表者役職、代表者氏名
のフリガナ、生年月日についても
忘れないよう注意して下さい。

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇-〇
(フリガナ) フリガナ
氏名又は名称 〇〇株式会社
(フリガナ) フリガナ フリガナ
代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

令和〇年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請書

令和〇年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、この申請をもって、補助事業の実績報告とします。

記

1 導入する先進環境対応自動車（新車） 別紙 のとおり

2 補助金交付申請額 金 〇〇〇〇 円

3 添付書類 別紙1の2「3 県補助金の交付申請額」の「合計」額を記入

ア 申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類（登記簿謄本等。個人の場合にあつては住民票及び確定申告書の写し）

イ 自動車検査証（写）

ウ 請求書（写）

エ 支払を証する書類（領収証等）（写）

オ その他別紙に記載の書類

4 暴力団排除に係る誓約 ご確認のうえ、✓して下さい。

交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者に該当しないことを誓約します。

（登録形態がリースの場合のみ）先進環境対応自動車の借受人は、交付要綱第4第2項第1号から第3号に定める事業者に該当しないことを誓約します。

5 連絡先等

連絡先	担当者名 〇〇課 〇〇 〇〇
	電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
書類の送付先 (住所と異なる場合)	〒
	問合せ先及び通知の送付先としての連絡先を記入してください。 ※ 代理人として販売会社の担当者を記入しても構いません。

事業報告書

1 導入先進環境対応自動車

使用の本拠の位置			
自動車の種別	燃料	ア. 電気 イ. プラグインハイブリッド ウ. 燃料電池	
	用途	ア. トラック イ. 乗用車	
自動車の車名及び型式		車名・グレード*	型式
営業用・自家用の別		自家用（いわゆる「白ナンバー」）	
登録形態		ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ^{(注)1} ウ. リース ^{(注)2}	

(注) 1 登録形態が所有権留保の場合、自動車割賦販売契約書の写しを添付すること。

2 登録形態がリースの場合、次の書類を添付すること。

ア 貸与料金の算定根拠明細書

イ 使用者（借受人）の営む主な事業及びその内容を証する書類

ウ 自動車賃貸契約書の写し

2 補助対象事業完了日

車両の登録日	① 年 月 日
代金の支払完了日 ^{(注)3}	② 年 月 日

(注) 3 領収書等に記載の「支払日」を記載する。登録形態が所有権留保の場合は、次のア・イのうち、遅い日付を記入すること。

ア 車両代金全額の支払完了日（申請者又はローン会社等から自動車販売会社への支払）

イ 申請者から自動車販売会社又はローン会社等への支払が補助額以上となった日

3 県補助金の交付申請額

(税抜)

1台あたりの補助額	円/台	合計	円
申請台数	台		

4 リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	

EV（トラック・乗用車）用
PHV（トラック・乗用車）用
FCV（乗用車）用

記入例

事業報告書

1 導入先進環境対応自動車

使用の本拠の位置	〇〇市〇〇町〇ー〇		
自動車の種別	燃料	ア. 電気 イ. プラグインハイブリッド ウ. 燃料電池	
	用途	ア. トラック イ. 乗用車	該当するものをそれぞれ○で囲む
自動車の車名及び型式	車名・グレード 〇〇〇 〇グレード	型式 〇〇〇-〇〇〇〇	
営業用・自家用の別	自家用（いわゆる「白ナンバー」） 車種名・グレード名と型式を記入		
登録形態	ア. 自己所有 イ. 所有権留保 ^{(注)1} ウ. リース ^{(注)2}		

車検証上の「使用の本拠の位置」を地番まで記入(事業所の所在地に限る。)登記簿謄本等に記載がない場合、事業所であることを客観的に示す資料を添付)

該当するものをそれぞれ○で囲む

車種名・グレード名と型式を記入

- (注) 1 登録形態が所有権留保の場合、自動車割賦販売契約書の写しを添付すること。
2 登録形態がリースの場合、次の書類を添付すること。
ア 貸与料金の算定根拠明細書
イ 使用者（借受人）の営む主な事業及びその内容を証する書類
ウ 自動車賃貸契約書の写し

【注意】登録・代金支払いは申請と同一年度内に行う必要があります。

2 補助対象事業完了日

車両の登録日	① 年 月 日	車検証上の「登録年月日」を記入
代金の支払完了日 ^{(注)3}	② 年 月 日	下記「代金の支払い完了日」について参照

- (注) 3 領収書等に記載の「支払日」を記載する。登録形態が...日付を記入すること。
ア 車両代金全額の支払完了日（申請者又はローン会社等から自動車販売会社への支払）
イ 申請者から自動車販売会社又はローン会社等への支払が補助額以上となった日

3 県補助金の交付申請額

(税抜)

1台あたりの補助額	200,000 円/台	合計	200,000 円
申請台数	1 台		

4 リース先の事業者 ※登録形態がリースの場合のみ記入

使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	

【注意】「代金の支払完了日」について

<自己所有・リースの場合> 車両代金全額の支払いが完了した日

- (例) 車両価格 300 万円を現金（頭金）と振込（残額）で支払
 ・6/25 に申請者が頭金として 200 万円を店舗で現金払い（即日、200 万円の領収書が発行された）
 ・6/30 に残額 100 万円を銀行振込
 （7/1 付で発行された 100 万円分の領収書のただし書きに「6/30 振込分」と記載されている）
 この場合、支払完了日は 6/30 となる。
 （領収書の「発行日」ではなく、領収書に記載の「支払日」のうち最も遅い日付を記入する。）

<所有権留保の場合> 次のア、イのうち、遅い日付を記入

1. 自動車販売会社が申請者又はローン会社等から車両代金全額を領収した日
2. 自動車販売会社又はローン会社等への申請者からの支払が補助額以上となった日

- (例) 車両価格 300 万円、補助額 40 万円
 ・6/15 に申請者が頭金として 15 万円、ローン会社の立替により 285 万円の支払い
 ・7 月から申請者がローン会社に毎月 15 日に 10 万円ずつ支払い
 この場合、9/15 に申請者負担が補助額を超えるため、支払完了日は 9/15 となる。

様式第1・様式第1の2（第5関係）別紙3

役員一覧（申請者が法人である場合）

法人名	
-----	--

該当する性別・年号を○で囲んでください

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	住所	生年月日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日

役員全員を記載してください。

自動車リース事業者の導入にあつては、借受人の役員一覧についても提出してください。

記入例

役員一覧（申請者が法人である場合）

法人名	〇〇株式会社
-----	--------

該当する性別・年号を○で囲んでください

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	住所	生年月日
代表取締役	フリ ガナ 〇〇 〇〇	男・女	〇〇市〇〇町〇-〇	M・T・S・H 〇年〇月〇日
取締役	フリ ガナ △△ △△	男・女	岐阜県〇〇市〇〇-〇〇	M・T・S・H 〇年〇月〇日
監査役	フリ ガナ □□ □□	男・女	〇〇市〇〇町〇-〇	M・T・S・H 〇年〇月〇日
		男・女		M・T・S・H
登記簿謄本に記載されている役員全員（監査役を含む。）について記入してください。 役職名は登記簿記載どおりに、氏名の漢字も登記簿に記載されている字で記入してください。 また、フリガナについても忘れないよう記入してください。				
		男・女		M・T・S・H 日
<p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人事業主の場合、役員一覧の提出は不要です。 ・申請者が自動車リース事業者の場合、<u>自動車リース事業者とリース先の事業者の両方の役員一覧が必要です。</u> 				
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日
		男・女		M・T・S・H 年 月 日

役員全員を記載してください。

自動車リース事業者の導入にあっては、借受人の役員一覧についても提出してください。

愛知県知事殿

貸与料金算定根拠明細書

(自動車リース事業者)

住 所
名 称
代表者氏名

下記の内容のとおりです。

1 貸与先の事業者

住所	
氏名又は名称	

2 貸与する自動車・リース期間・補助金交付

車名及び型式	車名	型式
リース期間 (月数)	ヶ月	
補助金交付額	国補助額:	円
	県補助額:	円
	その他補助額:	円 (団体名:)

3 リース料金

	補助金なしの場合	補助金有りの場合	差額
リース料金総額 (消費税抜き)	円	円	円
月額リース料金 (消費税抜き)	円	円	円

1台あたりのリース料金算定結果を記入してください。
 複数台申請する場合、同一の内容であれば、貸与料金算定根拠明細書は1台分のご提出で結構です。

記入例

令和〇年〇月〇日

愛知県知事殿

貸与料金算定根拠明細書

(自動車リース事業者)

住 所 〇〇市〇〇町〇ー〇
 名 称 〇〇リース株式会社
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

下記の内容のとおりです。

押印は不要です。

1 貸与先の事業者

住所	△△市△△町△ー△	リース先の事業者の住所、名称 (リース先が個人事業の場合は氏名)を記入してください。
氏名又は名称	△△株式会社	

2 貸与する自動車・リース期間・補助金交付

車名及び型式	車名 〇〇 〇グレード	型式 〇〇〇ー〇〇〇〇	車種名と型式を記入してください。 車種名にはグレード名も記入してください。
リース期間 (月数)	48 ヶ月		
補助金交付額	国補助額:	400,000 円	国、県、市町村の補助額をそれぞれ記入してください。 (該当がない場合は記載不要)
	県補助額:	400,000 円	
	その他補助額:	100,000 円 (団体名: 〇〇市)	

3 リース料金

	補助金なしの場合	補助金有りの場合	差額
リース料金総額 (消費税抜き)	3,360,000 円	2,448,000 円	912,000 円
月額リース料金 (消費税抜き)	70,000 円	51,000 円	19,000 円

リース料金総額 ÷ リース期間 (月額)
 = 月額リース料金
 としてください。

リース料金総額について、
 「補助金なしの場合」と「補助金有りの場合」との差額は、
 国・県・市町村の補助額合計以上となるようにリース料金を
 設定してください。
 (記入例の場合、補助額合計 900,000 < 差額 912,000 円とな
 り、上記の条件を満たしている。)

愛知県受取人届出書(新規・変更)

	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
屋号等(カナ) 屋号等ある場合のみ記入してください	
屋号等(漢字) 屋号等ある場合のみ記入してください	
氏名・法人名称(カナ)	
氏名・法人名称(漢字)	
法人等代表者(カナ) 法人等の場合、代表者の役職と氏名を記入してください	
法人等代表者(漢字) 法人等の場合、代表者の役職と氏名を記入してください	
郵便番号	-
住所・所在地(漢字) アパート等の場合、棟号室まで記入してください	
電話番号	
振込口座	※金融機関(ゆうちょ銀行含む。)に口座がない場合は別途ご相談ください。
金融機関名	銀行 店
預金種別	1:普通 2:当座 9:その他() ※該当する預金種別を○等で囲んでください。
口座番号	
口座名義人(カナ)	
口座名義人(漢字)	※30文字以内(濁点「°」、半濁点「°」も1文字としてください)。
届出人 氏名、連絡先電話番号	(届出が法人等の場合は、法人代表者の役職・氏名・代表者印の押印、—もしくは部署、役職を記載のうえ、課長等役職者の役職・氏名・押印をお願いします。)の記載をお願いします。 <div style="text-align: right;">印</div>
届出日	年 月 日 電話

(はじめにお読みください)

- 届出していただきました内容を基に県からお支払いいたします。
- 新規の場合は、表題の「新規」を、変更の場合は「変更」を○等で囲んでください。
- ゆうちょ銀行の口座を指定される場合は、振込専用の店名(3桁)、口座番号(7桁)を記入してください。
- 口座名義人(カナ)は特に正確にご記入ください。30文字を超える場合や正確なカナ名称が分からない場合は、預金通帳で確認していただくか口座のある金融機関へお問い合わせのうえ、記入してください。
- いずれかの県の機関に届出後、あらたに別の県の機関からの支払いを受ける場合は、届出書の写しをあらたに支払いを受ける県の機関に、ファクシミリ等でご提出ください。

(お願い)

請求書には、できるだけ金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)をご記入ください。ご記入のない場合は、県の機関から電話等で確認させていただくことがあります。

愛知県受取人届出書 (新規・変更)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
屋号等(カナ) 屋号等ある場合のみ記入してください																														
屋号等(漢字) 屋号等ある場合のみ記入してください	個人事業者の場合、屋号があれば記入してください。																													
氏名・法人名称(カナ)	フリガ`ナ カブ`シキガ`イシャ																													
氏名・法人名称(漢字)	〇〇株式会社																													
法人等代表者(カナ) 法人等の場合、代表者の役職と氏名を記入してください	タ`イヒョウトリシマリヤク フリガ`ナ																													
法人等代表者(漢字) 法人等の場合、代表者の役職と氏名を記入してください	代表取締役 〇〇〇〇																													
郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇																													
住所・所在地(漢字) アパート等の場合、棟号室まで記入してください	〇〇市〇〇町〇-〇																													
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇																													
振込口座 金融機関名	※ 金融機関(ゆうちょ銀行含む。)に口座がない場合は別途ご相談ください。 〇〇信用金庫 銀行 〇〇支店																													
預金種別	1:普通 2:当座 9:その他() ※ 該当する預金種別を																													
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇																													
口座名義人(カナ)	フリガ`ナ(カ) ※ 30文字以内(濁点「`」、半濁点「°」)																													
口座名義人(漢字)	〇〇株式会社																													
届出人 氏名、連絡先電話番号	(届出が法人等の場合は、法人代表者の役職・氏名・代表者印の押印、もしくは部署、役職を記載のうえ、課長等役職者の役職・氏名・押印をお願いします。) 代表取締役 〇〇〇〇																													
届出日	令和〇年 〇月 〇日															電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇														

(はじめにお読みください)

- ・届出していただきました内容を基に県からお支払いたします。
- ・新規の場合は、表題の「新規」を、変更の場合は「変更」を記入してください。
- ・ゆうちょ銀行の口座を指定される場合は、振込口座番号を必ず記入してください。
- ・口座名義人(カナ)は特に正確にご記入ください。記入の際は、預金通帳で確認していただくか口座の残高を必ずご確認ください。
- ・いずれかの県の機関に届出後、あらたに別の県の機関からの支払いを受ける場合は、届出書の写しをあらたに支払いを受ける県の機関に、ファクシミリ等でご提出ください。

法人の場合、届出人は補助金を申請する法人の役職者以上を記入してください。

印鑑は銀行印以外も可(代表者印、認印、届出人役職者の個人印等でかまいません)。

(お願い)

請求書には、できるだけ金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)をご記入ください。ご記入のない場合は、県の機関から電話等で確認させていただくことがあります。

請 求 書

金 円

ただし、令和 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金

上記の金額を請求します。

年 月 日

愛知県知事殿

住 所
名称又は氏名
代表者名

振込先	
金融機関名	銀行 店
預金種別	1.普通 2.当座 3.その他 ()
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

請求書

申請書に記載の「交付申請額」を記入してください。

金 〇〇〇〇 円

ただし、令和 2 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金

上記の金額を請求します。

年 月 日 日付は空欄にしたままご提出ください。

愛知県知事殿

住所、氏名又は名称、代表者氏名を記入してください。(押印は不要です。)

住 所 〇〇市〇〇町〇ー〇
 名称又は氏名 〇〇株式会社
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

補助金の入金口座を記入してください。
 口座名義人はフリガナも忘れずに記入してください。

振込先	
金融機関名	〇〇 銀行 〇〇支 店
預金種別	①.普通 ②.当座 ③.その他 ()
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
(フリガナ)	フリガナ
口座名義人	〇〇株式会社

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称

令和 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の交付に当たり、下記のとおり使用
目的を明示し、交付申請いたします。

記

- 1 導入先進環境対応自動車
- 2 使用目的
- 3 従業員数
- 4 その他必要な事項

記入例
(リースでない場合)

令和〇年〇月〇日

愛知県知事 殿

郵便番号、住所、屋号、氏名を記入してください。
(屋号がない場合、屋号は不要)

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇-〇
〇〇商店
氏名又は名称 〇〇 〇〇

押印は不要です。

令和 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の交付に当たり、下記のとおり使用目的を明示し、交付申請いたします。

記

1 導入する低公害車

〇〇 〇〇グレード

車名及びグレードを記入してください。
(グレードがない場合、グレードは不要)

2 使用目的

営業のため週4日程度使用。

どのような事業にどの程度しようするのか目的を明示してください。
(例)
往診で週4日程度使用
学会、講習会への移動手段 など

自宅と事務所の往復に使用など、マイカーとしての使用である場合は補助対象外です。

3 従業員数

3人

従業員数を記入してください。

4 その他必要な事項

上記以外に報告が必要な事項がありましたらご記入ください。
報告事項が特にない場合、記入は不要です。

記入例
(リースの場合)

令和〇年〇月〇日

愛知県知事 殿

郵便番号、住所、屋号、氏名を記入してください。
(屋号がない場合、屋号は不要)

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇市〇〇町〇-〇
〇〇リース株式会社
氏名又は名称 代表取締役 〇〇 〇〇

押印は不要です。

令和 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金の交付に当たり、下記のとおり使用目的を明示し、交付申請いたします。

記

1 導入する低公害車

〇〇 〇〇グレード

車名及びグレードを記入してください。
(グレードがない場合、グレードは不要)

2 使用目的

営業のため週4日程度使用。

どのような事業にどの程度しようするのか目的を明示してください。
(例)

往診で週4日程度使用

学会、講習会への移動手段 など

自宅と事務所の往復に使用など、マイカーとしての使用である場合は補助対象外です。

3 従業員数

3人

従業員数を記入してください。

4 その他必要な事項

上記以外に報告が必要な事項がありましたらご記入ください。
報告事項が特にない場合、記入は不要です。

その他の様式

(記載例はありません)

様式第3の2（第6関係及び第13関係）

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助金の額 金 円

- 2 補助金の確定額は、この通知書による交付決定額とする。
- 3 補助対象事業者は、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）及び先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第4（第7関係）

年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった年度先進環境対応自動車導入促進費補助金については、下記の事項について不服があるので、同補助金の交付申請（年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

- 1 補助金の額

- 2 申請年月日

- 3 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件

- 4 取り下げる理由

様式第6（第9関係）

年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助
対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつ
た 年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業につい
て、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、申請します。

記

- 1 補助対象事業を中止（廃止）する理由

- 2 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日

- 3 その他必要な書類

様式第7（第10関係）

年 月 日

愛知県知事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった年度先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

- 1 事故の種類

- 2 事故の主な原因

- 3 事故に対する補助事業者の対処方針

- 3 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

〒
住 所
氏名又は名称
代表者氏名

財産処分承認申請書

年度 導入促進費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項

補助金交付要綱
補助金取扱要領

先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 先進環境対応自動車導入促進費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 この補助金は、旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者（以下「補助対象事業者」という。）による先進環境対応自動車の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を県が国と協調又は単独で補助することにより、自動車からの温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 3 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「旅客・貨物運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及びこれらに準ずるものとして知事が認定した者をいう。ただし、国、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する団体を除く。
- (2) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (4) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (5) 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者をいう。
- (6) 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。
- (7) 「中小企業等の事業者」とは、県内に工場又は事業場を有している者で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、国、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する団体並びに自動車リース事業者を除く。
 - ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する会社若しくは個人（同項第 2 号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第 2 号から第 11 号までに掲げる中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 4 条に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会又は同法第 72 条の 4 に規定する農事組合法人
 - エ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協

同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会

オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校を設置する者
カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設を設置する者

キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を営業者

ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所、同法第 1 条の 6 に規定する介護老人保健施設又は同法第 2 条に規定する助産所を設置する者

- (8) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者及びこれに準ずるものとして知事が認定した者をいう。
- (9) 「先進環境対応自動車」とは、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック、優良ハイブリッドバス、ハイブリッド乗用車（UDタクシーに限る。）、電気自動車トラック、電気自動車バス、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車バス、プラグインハイブリッド自動車乗用車、燃料電池自動車バス及び燃料電池自動車乗用車をいう。
- (10) 「貨物自動車」とは、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の用途が貨物と記載されている自動車をいう。
- (11) 「バス」とは、当該自動車に係る自動車検査証における当該自動車の乗車定員が 11 人以上の自動車をいう。
- (12) 「乗用車」とは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の用途が乗用と記載されているものであって、乗車定員が 10 人以下の自動車をいう。ただし、二輪の小型自動車を除く。
- (13) 「天然ガストラック」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車に自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（以下「天然ガス自動車」という。）であって、貨物自動車をいう。
- (14) 「天然ガスバス」とは、天然ガス自動車であって、バスをいう。
- (15) 「優良ハイブリッドトラック」とは、内燃機関を有する自動車に併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるもの（外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車にプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「プラグインハイブリッド自動車」という。）を除く。）であり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「ハイブリッド自動車」という。）であって、貨物自動車（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年 7 月 10 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たすものであり、かつ道路運送車両法第 41 条の規定により平成 21 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下「平成 21 年排出ガス基準」という。）に比して窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を 10%抑制できる性能を備えたもの）をいう。
- (16) 「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供するバス（ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が 3.5t より大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上

に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年 3 月 1 日経済産業省国土交通省告示第 2 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法第 41 条の規定により平成 28 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術水準に適合する自動車）をいう。

- (17) 「ハイブリッド乗用車（UDタクシーに限る。）」とは、ハイブリッド自動車であって、「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日国自旅第 192 号）」に基づき国土交通大臣が認定した旅客自動車運送事業の用に供する乗用車をいう。
- (18) 「電気自動車トラック」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。以下「電気自動車」という。）であって、貨物自動車をいう。
- (19) 「電気自動車バス」とは、電気自動車であって、バスをいう。
- (20) 「電気自動車乗用車」とは、電気自動車であって、乗用車をいう。
- (21) 「プラグインハイブリッド自動車トラック」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、貨物自動車をいう。
- (22) 「プラグインハイブリッド自動車バス」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、バスをいう。
- (23) 「プラグインハイブリッド自動車乗用車」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、乗用車をいう。
- (24) 「燃料電池自動車バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車（以下「燃料電池自動車」という。）であって、バスをいう。
- (25) 「燃料電池自動車乗用車」とは、燃料電池自動車であって、乗用車をいう。

（補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の額）

第 4 この補助金の補助対象事業者は、先進環境対応自動車を導入する次の各号のいずれかとする。

- (1) 当該自動車に係る自動車検査証に事業用であることが記載されている自動車（以下「営業用登録自動車」という。）を導入する場合は、旅客・貨物運送事業者及び自動車リース事業者。ただし、天然ガストラック、優良ハイブリッドトラックにあっては、一般社団法人愛知県トラック協会の会員を除く。また、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック及び優良ハイブリッドバスにあっては、補助対象事業者は、当該補助対象事業について国土交通省が実施する自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受ける者とする。
- (2) 当該自動車に係る自動車検査証に自家用であることが記載されている自動車（以下「自家用登録自動車」という。）を導入する場合は、中小企業等の事業者及び自動車リース事業者。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 この補助金の補助対象事業は、先進環境対応自動車であって、初めて道路運送車両法第 4 条の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける自動車（以下「新車」という。）を導入する事業とする。

4 この補助金の補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交

付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表1によるものとする。

（交付申請等）

- 第5 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。ただし、電気自動車トラック、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車乗用車、燃料電池自動車乗用車であって、原則として道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自家用登録車両を導入する場合にあつては、様式第1の2のとおりとする。
- 2 前項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。
 - 3 交付の決定前に車両登録等を行う場合（第1項ただし書きの規定による場合を除く）は、第1項の申請書において交付決定前に車両登録を行う旨を申し出なければならない。
 - 4 知事は、前項の申出があつた場合は、申請書受理通知書（様式第2）を発行するものとする。

（交付の決定及び取消）

- 第6 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付決定通知書（様式第3）（第5第1項のただし書きの規定による場合は様式第3の2）により行うものとする。
- 2 知事は、この補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4第2項第1号から第3号に定める事業者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第7 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とし、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付申請取下届出書（様式第4）を知事に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更の申請）

- 第8 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書（様式第5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

- 第9 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ先進環境対応自動車導入促進費補助金に係る補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第6）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

- 第10 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに先進環境対応自動車導入促進費補助

金に係る補助対象事業事故報告書（様式第 7）を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第 11 補助対象事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、様式第 8 による実施状況報告書を知事が指示する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 規則第 13 条に規定する補助対象事業等実績報告書は、様式第 9 のとおりとする。

2 前項の補助対象事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（第 9 の規定により補助対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から 30 日を経過した日と翌年度の 4 月 1 日とのいずれか早い日までとする。

ただし、申請書受理通知書の発行を受け補助対象事業を行う場合で、補助対象事業完了時に交付の決定がなされていないときは、交付の決定がなされた日（営業用登録自動車のうち、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック及び優良ハイブリッドバスの導入にあっては、国土交通省の交付の決定がなされた日を含む。）を補助対象事業完了の日とみなす。

（補助金の額の確定通知）

第 13 規則第 14 条により確定した補助金の額は、先進環境対応自動車導入促進費補助金の額の確定通知書（様式第 10）（第 5 第 1 項のただし書きの規定による場合は様式第 3 の 2）により補助対象事業者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第 14 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 知事は、前項の状況を確認するため、事業実施年度以後も補助事業者に対し、導入した先進環境対応自動車の自動車検査証の写しの提出を求めることができる。

3 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、別表 2 に定める期間とする。

4 補助対象事業者は、規則第 20 条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 11）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

（書類の提出部数等）

第 15 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

（雑則）

第 16 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 15 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 16 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 17 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 18 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 19 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 20 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 21 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

ただし、平成 22 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

ただし、平成 23 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

ただし、平成 24 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 27 日から施行する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

ることとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 7 日から施行する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

ただし、平成 26 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

ただし、平成 27 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

ただし、平成 28 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。

ただし、平成 29 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

補助対象車種		補助対象経費	補助率	補助金の額
天然ガストラック 天然ガスバス 優良ハイブリッドトラック 優良ハイブリッドバス		車両本体価格と通常車両価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
ハイブリッド乗用車 (UDタクシーに限る。)		ハイブリッド自動車にすることで車両価格に上乗せされる経費	—	100 千円
電気自動車トラック		蓄電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費	—	一充電走行距離 (km) ×1 (千円/km)
電気自動車バス		車両本体価格と通常車両価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
電気自動車 乗用車	普通自動車	蓄電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費	—	{一充電走行距離 (km) -200} ×2 (千円/km)
	普通自動車 以外		—	一充電走行距離 (km) ×1 (千円/km)
プラグインハイブリッド 自動車トラック		蓄電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費	—	200 千円
プラグインハイブリッド 自動車バス		車両本体価格と通常車両価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
プラグインハイブリッド 自動車乗用車		蓄電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費	—	200 千円
燃料電池自動車バス		車両本体価格と通常車両価格との差額	1/3	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
燃料電池自動車乗用車		燃料電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費	—	600 千円

備 考

- 1 自家用登録自動車の導入にあつては、優良ハイブリッドバス及びハイブリッド乗用車 (UDタクシーに限る。) を補助対象としない。
- 2 「普通自動車」とは、道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 3 条に規定する普通自動車をいう。
- 3 国、市町村その他団体が実施する補助金の交付を受ける場合にあつては、補助金の額は、当該補助対象事業に係る補助対象経費から他の補助金の合計額を差し引いた額を超えないものとする (ハイブリッド乗用車、電気自動車トラック、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車乗用車及び燃料電池自動車乗用車を除く。)
- 4 営業用登録自動車の導入のうち、電気自動車トラック、電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車トラック、プラグインハイブリッド自動車乗用車及び燃料電池自動車乗用車にあつては、本県及び自動車環境総合改善対策費補助金の補助金の額の合計が本県及びクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の補助金の額の合計を超えないこととする。
- 5 営業用登録自動車の導入のうち、電気自動車バス及びプラグインハイブリッドバスの導入にあつては、本県及び自動車環境総合改善対策費補助金の補助金の額の合計が本県及び環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助額の合計を超えない

こととする。

- 6 自家用登録自動車の導入のうち、電気自動車バス及びプラグインハイブリッドバスの導入にあつては、本県及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助金の額の合計が本県及び自動車環境総合改善対策費補助金の補助額の合計を超えないこととする。
- 7 補助金の額は、別に定める上限額を超えないものとする。
- 8 補助金の額に千円未満の端数が出る場合には、切り捨てるものとする。
- 9 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象としないものとする。
- 10 補助金の額の確定にあつては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあつては、当該変更後の額）を超えないものとする。

別表2（第14関係）

種別	営業用登録自動車及び 貸自動車業用自動車		自家用登録自動車 (貸自動車業用自動車を除く)	
	区分	処分 制限期間	区分	処分 制限期間
トラック	積載量2トンの超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、軽自動車のもの	4年
			道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、ダンプ式のもの	4年
	積載量2トン以下のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、ダンプ式以外のもの	5年
バス	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	5年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	6年
乗用車	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車のもの。	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車、小型自動車又は軽自動車のもの	4年
	ハイブリッド自動車で、総排気量が3ℓ超のもの。	5年		
	ハイブリッド自動車で、総排気量が2ℓ超3ℓ以下のもの。	4年		
	ハイブリッド自動車で、総排気量が2ℓ以下のもの。	3年		

備考

- 1 上記に該当しない車両の場合は、個別に判断する。
- 2 「貸自動車業用自動車」とは、いわゆるレンタカー車両として使用される先進環境自動車をいう。リース用車両ではない。

先進環境対応自動車導入促進費補助金取扱要領

この要領は、先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による他、次のとおりとする。

- (1) 「自家用マイクロバス」とは、車両の長さが7m未満かつ車幅が2.1m以下の自家用登録自動車であって、乗車定員11人以上29人以下の自動車又は乗車定員11人以上の幼児専用自動車（自動車検査証に幼児専用であることが記載されている自動車）をいう。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者に準ずるものとして知事が認定した者

一般乗合旅客自動車運送事業者に準ずるものとして知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

- (1) 概ね路線及び時刻を定めてバスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の特定旅客自動車運送事業者

3 一般貨物自動車運送事業者に準ずるものとして知事が認定した者

一般貨物自動車運送事業者に準ずるものとして知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者
- (2) 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

4 自動車リース事業者に準ずるものとして知事が認定した者

自動車リース事業者に準ずるものとして知事が認定した者に該当するものは、次の者とする。

- (1) 概ね路線及び時刻を定めてバスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を特定旅客自動車運送事業者に委託して行う場合において、当該特定旅客自動車運送事業者に自らが所有するバスを貸与する学校又は企業等
- (2) 乗合バス事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗合旅客自動車運送事業者に、自らが所有するバスを貸与する者

5 交付申請書の提出期限

要綱第5第2項に規定する期日は、補助対象事業の完了予定日の属する年度の3月15日までとする。ただし、要綱第5第1項ただし書きの規定により申請を行う場合は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日と補助対象事業の完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

6 予算が不足する場合の措置

交付申請書の提出状況において、予算枠に達した場合には、5の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

7 先進環境対応自動車の導入及び使用の条件

先進環境対応自動車の導入及び使用にあたっては次の条件を満たすこと。

- (1) 導入する先進環境対応自動車は、県内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- (2) 導入する先進環境対応自動車は、事業に使用するものであること。
- (3) 先進環境対応自動車の導入は、原則として要綱第6の交付決定の通知後（申請書受理通知書の発行を受けた場合は、申請書受理通知書の受領後）に着手し、当該年度内に完了することとし、要綱第5第1項ただし書きの規定により申請する場合は、申請と同一年度内に行うこと。
- (4) 導入する先進環境対応自動車の自動車検査証に所有者及び使用者であることが記載されること。ただし、リースの場合は、自動車検査証上の所有者は自動車リース事業者であり、使用者は当該車両のリースを受ける事業者であること。また、所有権留保付ローン購入の場合は、自動車検査証上の所有者は自動車販売会社又はローン会社等であり、使用者は所有権留保付ローン購入をする事業者であること。
- (5) 補助金の補助対象事業者は、当該自動車に係る自動車検査証上の所有者であること。ただし、所有権留保付ローン購入の場合は、補助金の補助対象事業者は当該自動車に係る自動車検査証上の使用者であり、当該年度内に補助対象事業者が補助金の額以上に車両代金を負担していること。
- (6) 自動車リース事業者は次の基準を満たすこと。
 - ア 営業用登録自動車は、旅客・貨物運送事業者に貸し渡す目的で導入すること。ただし、天然ガストラック及び優良ハイブリッドトラックを貸し渡す事業者にあつては一般社団法人愛知県トラック協会の会員ではないこと。
 - イ 自家用登録自動車は、中小企業等の事業者に貸し渡す目的で導入すること。
 - ウ 先進環境対応自動車の貸与料金は、県からの補助金の額に応じた割合を通常の貸与料金から減額して設定すること。

8 先進環境対応自動車の導入事業における補助対象経費

- (1) 導入する先進環境対応自動車が、天然ガストラック、天然ガスバス、優良ハイブリッドトラック、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス、プラグインハイブリッド自動車バス及び燃料電池自動車バスである場合は、当該先進環境対応自動車の価格と同種のディーゼル自動車又はガソリン自動車（動力源を除く仕様が当該先進環境対応自動車と同じである自動車）の価格との差額とする。
- (2) 補助対象経費を要綱別表1及び上記(1)により算定することが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
- (3) 既存の自動車を下取りに出す場合には、(1)の額から下取りにより得る額を減じた額とする。

9 車両本体価格及び通常車両価格の範囲

当該自動車の標準仕様の他、事業に必要な架装に要する経費を含むこととし、その他の機器、付属品、特別仕様に要する経費、購入に係る諸経費は含まないものとする。

10 バスの導入に係る車両本体価格及び通常車両価格

車両本体価格及び通常車両価格は次のとおりとする。

- (1) 電気自動車バス及びプラグインハイブリッド自動車バスについては、車両本体価格の上

- 限を 80,000 千円として補助金の額を決定するものとする。
- (2) 燃料電池自動車バスについては、車両本体価格の上限を 115,500 千円として補助金の額を決定するものとする。
- (3) 通常車両価格は車両の長さごとに、次のとおり定める。ただし、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
- ア 7m以上 9m未満 : 18,770 千円を通常車両価格とする。
- イ 9m以上 : 23,940 千円を通常車両価格とする。

11 補助対象事業の軽微な変更

要綱第 8 第 1 項に規定する軽微な変更については、先進環境対応自動車の導入台数に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

12 補助金の上限額及び申請限度

- (1) 各補助対象車種における補助金の上限額は別表に掲げるとおりとする。
- (2) 補助対象事業者（自動車リース事業者にあつては先進環境対応自動車の貸渡先）1 者あたりの申請限度額は 5,000 千円とする。ただし、ハイブリッド乗用車（UD タクシーに限る。）、電気自動車バス、プラグインハイブリッド自動車バス及び燃料電池自動車バスを導入する場合、その補助額は申請限度額に含めないものとする。
- (3) 電気自動車バス、プラグインハイブリッド自動車バス又は燃料電池自動車バスの導入にあつては、補助対象事業者 1 者あたりの申請限度台数は 1 台とする。

13 県の活動への協力

補助対象事業者は、県が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 19 年度の補助金に係る交付申請書の提出期限は、5 の規定にかかわらず、平成 19 年 12 月 31 日（CNG 車普及促進モデル事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付国自総第 567 号、国自貨第 160 号）に規定する CNG 車普及促進計画に基づく交付申請にあつては、平成 20 年 1 月 31 日）までとする。ただし、交付申請書の提出状況において予算枠に達した場合には、交付申請書の受付を終了するものとする。
- 3 平成 26 年度の補助金に係る交付申請書の提出期限は、5 の規定にかかわらず、平成 27 年 2 月 13 日までとする。
- 4 平成 30 年度の補助金に係る交付申請書の提出期限は、5 の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 15 日までとする。ただし、平成 31 年 1 月 11 日以降にされた交付申請にあつては、提出状況において予算枠に達した場合には、交付申請書の受付を終了するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 8 月 11 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 15 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとす

る。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 22 日から適用する。

ただし、平成 16 年 11 月 22 日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 16 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 17 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 18 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 29 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 19 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 20 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 21 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

ただし、平成 22 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

ただし、平成 23 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 10 日から適用する。

ただし、平成 24 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 27 日から適用する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

る。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 7 日から適用する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 12 月 24 日から適用する。

ただし、平成 25 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 17 日から適用する。

ただし、平成 26 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 21 日から適用する。

ただし、平成 27 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 15 日から適用する。

ただし、平成 28 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 24 日から適用する。

ただし、平成 29 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 28 日から適用する。

ただし、平成 29 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 30 年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 31（令和元）年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

別表

補助対象車種	上限額（1単位当たり）
天然ガストラック	最大積載量（減トン前）4トン未満 : 266千円 最大積載量（減トン前）4トン以上 : 1,000千円
優良ハイブリッドトラック	最大積載量（減トン前）4トン未満 : 256千円 最大積載量（減トン前）4トン以上 : 893千円
天然ガスバス 優良ハイブリッドバス	次の①から③（自家用マイクロバスにあつては①と②）を比較して、いずれか低い額 ①5,000千円 ②車両本体価格の1/4（ただし、値引きされている場合は、値引き後の価格の1/4） ③車両本体価格と次の基準額の差額の1/3 ・車両の長さ7m以上9m未満 : 18,770千円 ・車両の長さ9m以上 : 23,940千円
ハイブリッド乗用車 （UDタクシーに限る。）	100千円
電気自動車トラック 電気自動車乗用車	400千円
プラグインハイブリッド自動車トラック プラグインハイブリッド自動車乗用車	200千円
電気自動車バス プラグインハイブリッド自動車バス	18,686千円
燃料電池自動車バス	30,520千円
燃料電池自動車乗用車	600千円

- (注) 1 上記いずれの場合においても、これらを上限額とすることが適当でない車両については個別に判断するものとする。
- 2 上限額における重量は、先進環境対応自動車のベースとなる車両の最大積載量（減トン前）を示す。
- 3 上限額は、補助対象事業者が当該年度内に車両の対価として支払う額を超えないものとする。なお、下取車充当額は、車両の対価として支払う額に含めない。